気象業務法施行規則の一部を改正する省令

気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（技術上の基準） **第十条の二**　法第十八条第一項第四号の国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。 一　地震動の予想の方法に係る基準 イ　気象庁長官が認める断層運動の発生時刻、震源の位置及び地震の規模に関する予報資料その他の予報資料に基づき、予報の業務の対象とする地点における地震動の到達時刻、震度その他の地震動の状況を予想するものであること。 ロ　イの予想は、気象庁長官が定める計算方法により行うものであること。 二・三　（略） （予報及び警報の標識） **第十三条**　法第二十四条の国土交通省令で定める方法は、次の表の上欄に掲げる予報又は警報について、同表の下欄に掲げる方法とする。 津波注意報 津波警報 津波特別警報 旗を用いるか、又は鐘音若しくはサイレン音による。 2　（略） 別記第５号様式（第51条関係） （表） 第　　号 写真 気象業務法第42条の職員の証 官職 氏名 生年月日 6センチメートル 9センチメートル 年　月　日発行 年　月　日まで有効 気象庁長官　印 6センチメートル 9センチメートル （裏）　（略）	（技術上の基準） **第十条の二**　法第十八条第一項第四号の国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。 一　地震動の予想の方法に係る基準 イ　気象庁長官が認める断層運動の発生時刻、震源の位置及び地震の規模に関する予報資料その他の予報資料に基づき、予報の業務の対象とする地点における地震動の到達時刻及び震度を予想するものであること。 ロ　イの予想は、気象庁長官が定める計算方法により行うものであること。 二・三　（略） （予報及び警報の標識） **第十三条**　法第二十四条の国土交通省令で定める方法は、次の表の上欄に掲げる予報又は警報について、同表の下欄に掲げる方法とする。 津波注意報 津波警報 津波特別警報 鐘音又はサイレン音による。 2　（略） 別記第５号様式（第51条関係） （表） 第　　号 気象業務法第42条の職員の証 官職 氏名 6センチメートル 9センチメートル 年　月　日発行 年　月　日まで有効 気象庁長官　印 6センチメートル 9センチメートル （裏）　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十条の二の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の気象業務法施行規則別記第五号様式による証票は、この省令による改正後の気象業務法施行規則別記第五号様式による証票とみなす。